

在日コリアンの遺言

■ 遺言とは

遺言とは

人生の最終の意思や希望を書面にして、遺言者がなくなった後にその内容の実現を保障する制度です。

遺言書に書く内容には、特に制限はありません。自分の伝えたい気持ちを自由に書いておくことができます。また、遺言者が生きている間はいつでも何度でも自由に変更したり取り消したりできます。

【遺言の内容に法的効果をもたらすことができる事項】

- ・ 相続に関すること・・・※準拠法の指定や遺産分割の方法の指定など
- ・ 財産の処分に関すること・・・相続人以外へ遺す、寄付など
- ・ 身分に関すること・・・婚外子の認知など
- ・ 遺言執行者の指定・・・相続手続や遺言の内容を実現してくれる人

【法的強制力はないが記載できること】

- ・ 葬儀や埋葬の方法についての希望、相続に対する想いや家族への感謝の言葉等を記載することも可能です。

※ 準拠法：国際的な私法関係において、どの法律を適用すべきかが問題になります。その適用すべき法律のことを「準拠法」といい、日本では「法の適用に関する通則法」、韓国では「国際私法」によりそれぞれ規定しています。

「相続は、被相続人の本国法による（日本通則法 36 条）」ことになっていますので、**国籍が韓国の場合は、韓国民法が適用されることとなります。**

☆在日韓国人の遺言☆

日本民法、韓国民法、いずれに定める方式によっても、遺言をすることができます。

長年日本で暮らしてきた在日韓国人の場合は、韓国法の内容になじみがないことも多いですので、日本方式による遺言の方がスムーズにおこなえるでしょう。

■ 自筆証書遺言と公正証書遺言 ■

日本で遺言の方式として比較的多く利用されているのは、自筆証書遺言と公正証書遺言です。

公証人に作成を依頼する公正証書遺言と自分で簡単に作成する自筆証書遺言です。

遺言はその作成方法については法律で厳格に定められており、その方式に反していると、遺言書が無効になってしまう場合があります。

遺言は、遺言者の真意を確保し、その偽造・変造を防ぐ趣旨から、法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができないとされています。（日本民法 960 条）

● 自筆証書遺言と公正証書遺言の比較

| | 自筆証書遺言 | 公正証書遺言 |
|-------|---|--|
| 作成方法 | 自筆で書面作成 ・日付 ・署名 ・押印必要 | 公証役場で作成 ・公証人が遺言者の口述を筆記 ・遺言者と証人2人以上が内容を確認 ・遺言者と証人2人以上が署名押印 (遺言者は実印) |
| 費用 | 不要 | 公証人の作成手数料 |
| 証人 | 不要 | 2人以上の証人 |
| 保管方法 | 任意 | 公証役場 |
| 検認 | 必要 | 不要 |
| メリット | ・簡単に作成できる ・いつでも変更可能 ・費用がほとんどかからない | ・方式の不備で無効のおそれ無し ・内容実現の確実性 ・紛失や改ざんのおそれ無し ・遺言書の存在を検索できる ・家庭裁判所の検認が不要 |
| デメリット | ・方式の不備で無効のおそれ ・内容の解釈が問題となるおそれ ・紛失や改ざんのおそれ ・遺言書が発見されないおそれ ・家庭裁判所の検認が必要 | ・公証人への依頼や証人の確保が必要 ・必要書類の取寄せ等で手間がかかる ・費用がかかる |

■ 在日コリアンの相続法 ■

外国籍を有する者を被相続人とする相続については、法の適用に関する通則法 36 条の規定により、被相続人の本国法が準拠法となります。

在日コリアン（在留資格；特別永住者）の場合は、被相続人の国籍・地域欄の表示が「韓国」であるか「朝鮮」であるかでその適用される本国法が異なります。

☆ 「朝鮮」表示

朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法第 4 5 条の規定『不動産相続には、相続財産の所在する国の法を適用し、動産相続は被相続人の本国法を適用する。但し、外国に住所を有する共和国公民の動産相続には被相続人が住所を有していた国の法を適用する』の定めにより、**被相続人が日本に住所を有し、かつその財産も日本にある場合には日本民法が適用されます。**

☆ 「韓国」表示

韓国国際私法第 49 条 1 項の規定『相続は死亡当時の被相続人の本国法による』の定めにより、**韓国民法が準拠法となります。**

不動産については所在地法と規定しており（同法第 49 条 2 項）日本にある不動産については日本民法が適用されます。

● 日韓相続法の主な差異

| | 韓 国 | 日 本 |
|---------------|--|--|
| 法定相続人 | ①直系卑属（子、孫）+配偶者 ②直系尊属+配偶者 ③兄弟姉妹 ※①②ないとき ④ 4親等内の傍系血族 （おじおば、甥姪、いとこ等） ※①②③ないとき | ①子+配偶者（孫は子がないとき） ②直系尊属+配偶者 ③兄弟姉妹+配偶者 |
| 法定相続分 | ①子 2/5 配偶者 3/5 ②直系尊属 2/5 配偶者 3/5 ③兄弟姉妹（人数で均分） ④4親等内の傍系血族（人数で均分） | ①子 1/2 ・ 配偶者 1/2 ②直系尊属 1/3 ・ 配偶者 2/3 ③兄弟姉妹 1/4 ・ 配偶者 3/4 |
| 【相続放棄】 | | |
| 考慮期間 | 知った日から 3 ヶ月以内 （経過後は 限定承認申請のみ 可能） | 知った日から 3 ヶ月以内 （相当な理由があるときは救済有） |
| 機関 | ソウル家庭法院 ※韓国内に財産がある場合は、放棄の相続は日本ではできない | 家庭裁判所 ※全相続財産が日本にある場合は、国際裁判管轄権が認められ、放棄の手続は可能 |
| その他 | 子が全員相続放棄をしても、孫がいれば孫も放棄の手続が必要 4親等内の傍系血族まで法定相続人であるため、相続放棄が延々続く場合があるので要注意！ | |

■ 在日コリアン遺言のおすすめ！ ■

★特別永住者の相続放棄における注意点★

日本の民法に定める法定相続人の範囲は、第3順位の兄弟姉妹までとなりますが、韓国民法に定める法定相続人の範囲は、第4順位の「4親等以内の傍系血族」までとなります。

よって、相続財産が負債等の消極財産が大きいために相続放棄をする場合、4親等以内の傍系血族（おじ・おば・いとこなど）まで相続放棄の問題が及ぶことになります。

このような場合に遺言によって、「相続は日本法によると指定」しておくことで負債の相続放棄の範囲を兄弟姉妹までに限ることができ、相続手続きを日本法に従って行うことができます。

特に被相続人の国籍・地域欄の表示が「朝鮮」である場合、相続手続きに必要な書類収集において様々な困難を伴うこともありますので、遺言で必要なことを指定しておくことで相続手続きがスムーズに進めることが可能です。

相続財産が日本にある場合は国際裁判管轄権が認められ、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所で相続放棄などの手続きをすることができます。

但し、相続財産に韓国所在の不動産が含まれる場合は、韓国の裁判所で手続きをする必要があります。

当事務所では、在日コリアンの遺言書作成をトータルでサポートしています。
お気軽にご相談ください。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348